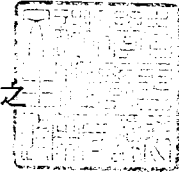


23生生推第38号  
平成23年9月21日

各都道府県私立専修学校各種学校主管課長 殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長  
藤野 公 之



「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」及び  
「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申  
合せ事項」等の準用について（通知）

私立学校施設災害復旧事業の調査については、「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領」（昭和45年11月12日付け文管振第172号）及び「文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項」（昭和45年11月12日付け45管振第18号）により行っているところでありますが、東日本大震災に係る災害復旧事業の調査に限り、学校法人又は準学校法人が設置する学校教育法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条に規定する各種学校（修業年限2年以上の課程を有する各種学校に限る。）の災害についても、調査の対象とすることとなりました。

また、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費補助調査要領について、東日本大震災の災害復旧に限った取扱いとして、「東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」（平成23年7月1日付け23高私助第13号、平成23年7月1日付け23高私助第14号、平成23年7月21日付け23高私助第22号、平成23年8月3日付け23高私助第25号）についても準用し、私立専修学校等災害復旧事業の実情に合わせて読み替えるものについては、別紙のとおり取り扱う事となりましたので、通知します。

都道府県私立専修学校各種学校主管課におかれましては、このことについて、所管の学校に対して周知していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
専修学校教育振興室専修学校第2係 松井、清家  
(TEL) 03-5253-4111 (2938)  
(FAX) 03-6734-3715  
(e-mai) syosensy@mext.go.jp

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設  
災害復旧費調査要領の取扱いについて  
(東日本大震災に係る私立専修学校等災害復旧事業)

文部科学省所管私立学校施設災害復旧費補助調査要領について、東日本大震災の災害復旧に限った取扱いとして、「東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」(平成23年7月1日付け23高私助第13号、平成23年7月1日付け23高私助第14号、平成23年7月21日付け23高私助第22号、平成23年8月3日付け23高私助第25号)を準用することとしているが、そのうち平成23年7月1日付け23高私助第13号については、下記のとおり読み替える。

- (1) 第3①にある「申請額が2億円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所」は、「申請額が1億円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所」と読み替える。
- (2) 第3②にある「20億円以上」は、「2億円以上」に読み替える。
- (3) 第4については、対象地域を下記のとおりとする。  
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- (4) 第6②にある「変更後の額が20億円以上(青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除いた地域は5000万円以上)」は、「変更後の額が2億円以上(岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除いた地域は5000万円以上)」に読み替える。